

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の概要

厚生労働省年金局年金課

1. 政令案の趣旨

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「令和2年改正法」という。）が令和4年4月1日から施行されること等に伴い、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。）等の規定について所要の改正を行うとともに、令和2年改正法附則第97条の規定に基づき、所要の経過措置を定める。

2. 政令案の概要

（1）関係政令の整備

① 受給開始時期の選択肢の拡大

- 令和2年改正法第2条及び第4条の規定により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられることに伴い、繰下げ増額率の計算の基礎となる繰下げ待機月数の上限について、現行の60月（5年分）から120月（10年分）に引き上げる。（国年令及び厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号。以下「厚年令」という。）の一部改正）
- 選択された受給開始時期にかかわらず、数理的に年金財政上中立となるよう、繰上げ受給を選択した場合の繰上げ減額率を現行の0.5%/月から0.4%/月に引き下げる。（国年令及び厚年令の一部改正）
- 令和2年改正法第3条及び第5条の規定により、70歳以降に繰下げ待機していた者が65歳時点からの本来受給を選択した場合、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなして年金を支給することとする仕組み（以下「5年前繰下げみなし増額」という。）が導入されることに伴い、2以上の種別の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の受給権者が繰下げを行う場合の所要の読替え規定を整備する等、所要の規定の整備を行う。（国年令及び厚年令の一部改正）
- 以下の政令について、令和2年改正法による受給開始時期の選択肢の拡大と同様の措置、上記と同趣旨の改正等を行う。
 - ・ 国民年金基金令（平成2年政令第304号）
 - ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）

- ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 9 年政令第 85 号。以下「平成 9 年経過措置政令」という。）
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成 14 年政令第 44 号。以下「平成 14 年経過措置政令」という。）
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成 14 年政令第 407 号）
- ・ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成 16 年政令第 298 号。以下「平成 16 年経過措置政令」という。）
- ・ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 280 号）
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号。以下「平成 26 年経過措置政令」という。）
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 343 号。以下「平成 27 年厚生年金経過措置政令」という。）
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 29 年政令第 28 号）

② 適用業種となる土業の列举

- 令和 2 年改正法第 4 条及び第 29 条の規定により、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の適用業種に「弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業」が追加されたことに伴い、「その他政令で定める者」として、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士及び弁理士を規定する。（厚年令及び健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正）

③ 在職定時改定の導入

- 令和 2 年改正法第 4 条の規定により、在職中の老齢厚生年金受給者（65 歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとされたこと（在職定時改定の導入）に伴い、老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が在職定時改定により 240 月以上となる場合にも、その時点の生計維持関係に応じて加給年金額が加算されることとする等、所要の規定の整備を行う。（厚年令の一部改正）

- 以下の政令について、令和 2 年改正法による在職定時改定の導入と同様の措置、上記と同趣旨の改正等を行う。
 - ・ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号。以下「昭和 61 年経過措置政令」という。）
 - ・ 平成 9 年経過措置政令
 - ・ 平成 14 年経過措置政令
 - ・ 平成 16 年経過措置政令
 - ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成 19 年政令第 347 号）
 - ・ 平成 26 年経過措置政令
 - ・ 平成 27 年厚生年金経過措置政令
 - ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）
 - ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下「平成 27 年地共済経過措置政令」という。）

④ 在職老齢年金制度の見直し

- 令和 2 年改正法第 4 条の規定により、60 歳台前半の在職老齢年金（低在老）について
 - ・ 現行の支給停止調整開始額（令和 3 年度額 28 万円）の引上げ（厚年法第 46 条第 3 項に規定する支給停止調整額（令和 3 年度額 47 万円）とする。）
 - ・ 現行の支給停止調整変更額の廃止が行われることに伴い、支給停止調整変更額の改定を定めた規定を削除する等、所要の規定の整備を行う。（厚年令・国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成 17 年政令第 92 号）の一部改正）
- 以下の政令について、令和 2 年改正法による在職老齢年金制度の見直しと同様の措置等を行う。
 - ・ 平成 27 年厚生年金経過措置政令
 - ・ 平成 27 年地共済経過措置政令

⑤ 加給年金の支給停止規定の見直し

- 加給年金額の加算の基礎となっている配偶者が、老齢厚生年金（その年金額の計

算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 月以上であるものに限る。以下⑤において同じ。) 等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有している場合には、加給年金額に相当する部分の支給が停止されるが、配偶者の年金給付の全額が支給停止となっている場合には、この支給停止が解除されることとなっている。

- 配偶者の老齢厚生年金等が一部でも支給されている場合には加給年金が支給されない一方で、配偶者の賃金が高く、在職老齢年金制度によりその全額が支給停止となっている場合には加給年金が支給されるといった不合理が生じていることを踏まえ、配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有する場合には、その全額が支給停止されている場合であっても、加給年金額に相当する部分の支給を停止することとする。(厚年令、昭和 61 年経過措置政令、平成 14 年経過措置政令、平成 27 年厚生年金経過措置政令の一部改正)

⑥ 国民年金手帳の廃止

- 令和 2 年改正法第 2 条の規定により、国民年金手帳が廃止されることに伴い、「国民年金手帳」を引用している規定を削除する等の所要の規定の整備を行う。(国年令、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号。以下「住基令」という。)) 等の一部改正)

⑦ 企業年金・個人年金の見直し①

- 令和 2 年改正法第 22 条の規定により、企業型確定拠出年金(以下「企業型 DC」という。)及び個人型確定拠出年金(以下「個人型 DC」という。)の加入可能年齢が引き上げられることに伴い、個人型 DC について
 - ・ 国民年金の任意加入被保険者に係る各月の拠出限度額を 6.8 万円とする
 - ・ 政令で定める公的年金の給付を受給する者は加入者としなかったため、当該給付を繰上げ受給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金とする等の所要の改正を行う。(確定拠出年金法施行令(平成 13 年政令 248 号。以下「DC 令」という。)) の一部改正)

- 令和 2 年改正法第 20 条等の規定により、企業型 DC から通算企業年金への移換及び確定給付企業年金(以下「DB」という。)の残余財産を個人型 DC に移換することを可能としたこと等に伴い、手続規定の整備等の所要の改正を行う。(DC 令、確定給付企業年金法施行令(平成 13 年政令第 424 号)及び平成 26 年経過措置政令の一部改正)

⑧ 企業年金・個人年金の見直し②

- 令和 2 年改正法第 23 条の規定により、企業型 DC 加入者の個人型 DC 加入の要件緩和がなされることに伴い、

- ・ 企業型 DC の加入者が個人型 DC に加入する場合は、事業主掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとする
 - ・ 企業型 DC に加入する個人型 DC の加入者は、各月の拠出限度額を 2 万円（DB の加入者等は 1.2 万円）（当該月の事業主掛金額が 3.5 万円（DB の加入者等は 1.55 万円）を超えたときは超えた額を控除した額）とし、個人型年金加入者掛金を毎月拠出かつ各月の拠出限度額の範囲内に納めることとする
- 等の所要の改正を行う。（DC 令の一部改正）

⑨ 年金担保貸付事業等の廃止

- 令和 2 年改正法第 28 条の規定により、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業等が廃止されたこと等に伴い、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する規定の削除並びに同条の規定により新設された年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務に関する規定の整備等所要の規定の整備を行う。（独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成 15 年政令第 393 号）、平成 14 年経過措置政令、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成 12 年政令第 316 号）、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）の一部改正）

⑩ その他所要の改正

- 令和 2 年改正法の施行に伴い、条項の移動を踏まえた改正等の所要の改正を行う。

（2）令和 2 年改正法の施行に伴う経過措置

① 厚生年金保険の適用拡大に伴う経過措置①

- 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の受給権者（障害者特例・長期加入者特例に該当する者）が厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合は、厚年法附則第 11 条の 2 の規定により定額部分が支給停止されることとなっている。
- 本人の働き方に変更がないにもかかわらず、適用拡大という外部要因により定額部分が支給停止されることのないよう、施行日前に支給事由の生じた受給権者が、令和 2 年改正法の施行により施行日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、施行日前から引き続き同一の事業所に勤務している場合は、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置を設ける。

② 厚生年金保険の適用拡大に伴う経過措置②

- 再評価率の改定等に用いる賃金変動率は、厚生年金保険の被保険者全体の標準報酬の平均額を用いて算定することとなっている。令和 2 年改正法の施行による企業規模要件の見直しにより、標準報酬の比較的低い短時間労働者の数が被保険者総数

に占める割合が増加することが見込まれるところ、これにより賃金変動率が押し下げられ、年金額にマイナスの影響が及んでしまうことがないよう、令和 2 年改正法により、その影響を除去するための経過措置が設けられた（令和 2 年改正法第 9 条の規定による改正後の公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「平成 24 年機能強化法」という。）附則第 17 条の 2 第 2 項等）。

- この経過措置の施行に伴い、標準報酬の平均額の算定方法を定める厚年令第 3 条の 4 に係る所要の読替えを規定する。

（3）本政令案の施行に伴う経過措置

① 繰上げ減額率の引下げに関する経過措置

- 本政令案による改正後の繰上げ減額率は、本政令案の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）の前日において、60 歳に達していない者について適用することとする。

② 加給年金の支給停止に関する経過措置

- 本政令案の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）の前日において加給年金額が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者であって、低在老の支給停止調整開始額の引上げ又は（1）⑤の改正により加給年金額が支給停止となるものについて、加給年金額の支給停止を行わないこととする経過措置を設ける。

③ 住基令の経過措置

- 令和 2 年改正法の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）以前に国民年金手帳の交付を受けている者が、市町村（特別区を含む。）に転入・転出届等を届け出る際は、引き続き国民年金手帳を添えなければならないこととするため、所要の経過措置を設ける。

④ その他所要の経過措置

- 令和 2 年改正法による繰下げ上限年齢の引上げと同様の措置を講ずる中国残留邦人等支援法施行令について、改正後の規定は本政令案の施行の日（令和 4 年 4 月 1 日）の前日において中国残留邦人等支援法施行令の規定による老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して 5 年を経過していない者について適用することとする等、令和 2 年改正法における経過措置と同様の経過措置等を設ける。

3. 根拠条項

- ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 28 条、第 130 条、附則第 9 条の 2、附則第 9 条の 2 の 2
- ・ 厚年法第 6 条、第 26 条、第 44 条、第 44 条の 3、第 46 条、第 78 条の 10、第 78 条の 11、第 78 条の 19、第 78 条の 27、第 78 条の 37、第 78 条の 28、附則第 7 条の 3、附則第 13 条の 4、

附則第 17 条の 11 の規定により読み替えられた第 78 条の 18、附則第 18 条

- ・ 確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）第 91 条の 25、第 91 条の 26、第 91 条の 29
- ・ 確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 3 条、第 19 条、第 20 条、第 54 条の 7、第 55 条、第 62 条、第 68 条、第 69 条、第 73 条、第 74 条の 5 等
- ・ 令和 2 年改正法による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「WAM 法」という。）第 16 条及び令和 2 年改正法による改正後の WAM 法附則第 5 条の 2
- ・ 健康保険法第 3 条等
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年改正法」という。）附則第 78 条、附則第 87 条、附則第 101 条
- ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 13 条
- ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 16 条、附則第 70 条
- ・ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 13 年法律第 101 号）附則第 16 条、附則第 67 条
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成 14 年法律第 143 号）第 11 条
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）附則第 48 条、附則第 50 条、附則第 74 条
- ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）第 10 条第 2 項の規定により読み替えられた昭和 60 年改正法附則第 14 条
- ・ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第 14 条等
- ・ 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成 25 年法律第 66 号）第 2 条
- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 5 条、附則第 38 条、附則第 51 条、附則第 52 条、附則第 60 条、附則第 61 条等
- ・ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 12 条、附則第 21 条、附則第 22 条、附則第 34 条、附則第 35 条、附則第 37 条、附則第 58 条、附則第 61 条、附則第 160 条等
- ・ 平成 24 年機能強化法附則第 14 条
- ・ 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 28 条から第 29 条まで
- ・ 令和 2 年改正法附則第 97 条
- ・ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 114 条
- ・ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条

等

4. 施行期日等

公 布 日：令和 3 年 6 月下旬（予定）

施行期日：令和 4 年 4 月 1 日（次に掲げるものを除く。）

令和 4 年 5 月 1 日：（1）⑦

令和 4 年 10 月 1 日：（1）②・⑧、（2）①・②

令和5年4月1日：(1)①(5年前繰下げみなし増額に係る改正部分に限る。)

令和6年10月1日：(2)①・②